

2. DPAT活動開始基準についてお尋ねします。以下のいずれの基準で、DPAT調整本部を立ち上げ、DPAT活動を開始しますか。

1) 自都道府県で、震度6弱以上（東京都の場合は23区内において震度5強以上、その他の域において震度6弱以上）の地震が発生した。

- 調整本部の設置が必要と判断できる 調整本部の設置が必要と判断できない

1-1) 調整本部を設置しないと回答された方にお聞きます。設置されない理由は以下の内どれですか。（複数回答可）

- 平時の体制で対応可能 DPAT調整本部の設置をする体制が無い そのような状況は起こり得ない
- 精神医療活動の必要性がない その他

1-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

2) 自都道府県で大津波警報が発表された。

- 調整本部の設置が必要と判断できる 調整本部の設置が必要と判断できない

2-1) 調整本部を設置しないと回答された方にお聞きます。設置されない理由は以下の内どれですか。（複数回答可）

- 平時の体制で対応可能 DPAT調整本部の設置をする体制が無い そのような状況は起こり得ない
- 精神医療活動の必要性がない その他

2-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

3) 自都道府県に特別警報（大雨洪水等）が発令された。

- 調整本部の設置が必要と判断できる 調整本部の設置が必要と判断できない

3-1) 調整本部を設置しないと回答された方にお聞きます。設置されない理由は以下の内どれですか。（複数回答可）

- 平時の体制で対応可能 DPAT調整本部の設置をする体制が無い そのような状況は起こり得ない
- 精神医療活動の必要性がない その他

3-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

4) 自都道府県に災害対策本部や保健医療調整本部等の上位本部が設置された

- 調整本部の設置が必要と判断できる 調整本部の設置が必要と判断できない

4-1) 調整本部を設置しないと回答された方にお聞きます。設置されない理由は以下の内どれですか。（複数回答可）

- 平時の体制で対応可能 DPAT調整本部の設置をする体制が無い そのような状況は起こり得ない
- 精神医療活動の必要性がない その他

4-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

5) 自都道府県に DMAT 調整本部が設置された

- 調整本部の設置が必要と判断できる 調整本部の設置が必要と判断できない

5-1) 調整本部を設置しないと回答された方にお聞きます。設置されない理由は以下の内どれですか。（複数回答可）

- 平時の体制で対応可能 DPAT調整本部の設置をする体制が無い そのような状況は起こり得ない
- 精神医療活動の必要性がない その他

5-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

6) 自都道府県及び隣接する都道府県が EMIS 災害モードに切り替わった

- 調整本部の設置が必要と判断できる 調整本部の設置が必要と判断できない

(次ページへ続く)

6-1) 調整本部を設置しないと回答された方にお聞きします。設置されない理由は以下の内どれですか。(複数回答可)

- 平時の体制で対応可能 DPAT調整本部の設置をする体制が無い そのような状況は起こり得ない
- 精神医療活動の必要性がない その他

6-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

7) その他 自都道府県の知事が必要と認めた

- 調整本部の設置が必要と判断できる 調整本部の設置が必要と判断できない

7-1) 調整本部を設置しないと回答された方にお聞きします。設置されない理由は以下の内どれですか。(複数回答可)

- 平時の体制で対応可能 DPAT調整本部の設置をする体制が無い そのような状況は起こり得ない
- 精神医療活動の必要性がない その他

7-2) その他を選んだ方は、その内容を以下に記載してください。

3. DPAT活動終了基準についてお尋ねします。

以下のすべての基準を満たすことでDPAT調整本部を撤収し、DPAT活動を終結することができますか。

- EMIS内の被災圏域の精神病床を有する医療機関等が緊急時入力項目において「支援不要」となる。
- 避難者数やDPAT活動における処方数、相談件数から精神保健活動や支援者支援のニーズの減少を総合的に推定できる。
- 被災地の精神保健医療福祉に関わる機関(行政、保健所、精神保健福祉センター、被災地の精神科医療機関等)による対応が可能となる。
- 保健医療調整本部等の合同会議において、災害医療コーディネーター、精神保健福祉センター長の他、被災地の精神保健医療福祉に関わる機関や他の保健医療福祉支援チーム等から終了の同意が得られている。

- 活動終了判断基準とできる 活動終了判断基準とできない

1) 活動終了判断基準とできないと回答された場合、その理由。

以上でアンケートは終了となります。ご協力いただき、誠にありがとうございました。